

令和 6 年度における独立行政法人国立青少年教育振興機構の 中小企業者に関する契約の方針

独立行政法人国立青少年教育振興機構（以下「機構」という。）は、官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律（昭和 41 年法律 97 号。以下「官公需法」という。）第 5 条の規定に基づき、中小企業者に関する国等の契約の基本方針（令和 6 年 4 月 19 日閣議決定。以下「基本方針」という。）に即して、令和 6 年度における新規中小企業者をはじめとする中小企業者の受注の機会の増大を図るための方針（以下「本方針」という。）を以下のように定める。

第 1 中小企業者の受注の機会の増大の目標に関する事項

1 中小企業・小規模事業者向け契約目標

機構は、令和 6 年度における官公需予算総額に占める中小企業・小規模事業者向け契約の金額が約 25 億円、比率が 61.0%になるように努めるものとする。

2 新規中小企業者向け契約目標

新規中小企業者向け契約目標については、基本方針において「新規中小企業者の契約比率についても、前年度までの実績を上回るように努め、引き続き国等全体として 3%を目指すものとし、取組を加速して着実な目標達成を図るものとする。」と定めている。

上記のことを踏まえ、この目標の達成に資するよう、新規中小企業者の契約比率は契約実績の 1.0%以上とすることを目標として、新規中小企業者の受注の機会の増大に努めるものとする。

第 2 中小企業者の受注の機会の増大のために講ずる措置に関する事項

機構は、中小企業・小規模事業者の受注の機会の増大を図るため、基本方針に即すとともに、次のとおり取り組む。

- 1 機構HPによる官公需情報の提供
- 2 官公需に関する相談体制の整備（「官公需相談窓口」：財務部財務課）
- 3 新規参入業者が競争に参加できるよう業務内容を明確化
- 4 適正な納期・工期・納入条件等の設定

物件等の発注に当たっては、政府が進める「働き方改革」関連の取組や関係省庁からの要請等に留意しつつ、発注見通しの公表、早期の発注等の取組により平準化を図り、適正な納期・工期を設定し、中小企業・小規模事業者が十分対応できるよう配慮するものとする。

- 5 競争参加資格の下位等級者の参加拡大

6 中小石油販売業者に対する配慮

- ① 災害時に迅速かつ円滑な燃料供給を必要とする車両を有する施設や、災害時の拠点となる病院や避難所を有する施設を有する場合は、災害時の燃料供給等に関する協定を締結する意義や必要性について検討し、地域の石油組合等から要請があった場合には十分に協議を行うものとする。
- ② 官公需適格組合の証明を受けている組合をはじめとする石油組合が国等又は地方公共団体との間で災害時の燃料供給協定を締結している場合には、平時においても当該協定を締結している石油組合及び当該協定に参加している中小石油販売業者の受注機会の増大に努めるものとする。
- ③ また、災害時の燃料供給協定を締結している石油組合及び当該協定に参加している中小石油販売業者を活用して円滑な燃料調達ができると認められる場合であって、経済合理性・公正性等に反しない適正な調達ができるときには、極力分離・分割して発注を行うよう努めるものとする。
- ④ 災害時の燃料調達協定を締結している石油組合を活用して円滑な燃料調達ができると認められる場合であって、経済合理性・公正性等に反しない適正な調達ができるときには、官公需適格組合をはじめとする石油組合との随意契約を行うことかできる。

第3 新規中小企業者及び組合の活用に関する事項

機構は、新規中小企業者及び組合の受注の機会の増大を図るため、基本方針に即するとともに、次のとおり取り組む。

- 1 競争参加者の資格設定に関する新規中小企業者をはじめとする下位等級者の参加が可能となるような弾力的な運用
- 2 新規中小企業者からの相談体制の整備
- 3 「調達ポータル」の活用による新規中小企業者からの見積書の取得の推進

第4 上記第1～第3に掲げるもののほか、中小企業者の受注の機会の増大に関し必要な事項

- 1 本方針の適用範囲
本方針は、当機構の全ての発注担当部局（本部各部局及び地方教育施設）に適用する。
- 2 中小企業者の受注の機会の増大のための推進体制
中小企業者の受注の増大のため、機構本部財務課調達管理室は、第1の目標達成に向けて、調達の現状を把握し、実績の向上を図るために、各施設に対し好事例等の有益な情報提供を行う。

付 則

○本方針の公表

官公需法第5条第3項に基づき、本方針は速やかに公表する。